

第4章 南海地震等の災害への備え



タイトル「集中豪雨の中の動かない車達」 作「浜田 一彦」

第4章 南海地震等の災害への備え

第1節 II 南海地震等の災害対策

地震や台風、集中豪雨などの自然災害から県民の生命・財産を守る対策をとることが大変重要です。

高知県では、「高知県地域防災計画^(*92)」を定め、とりわけ人命を守るための対策を重視して、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、人的被害の発生を未然に防ぐ予防対策や応急対策を推進してきました。

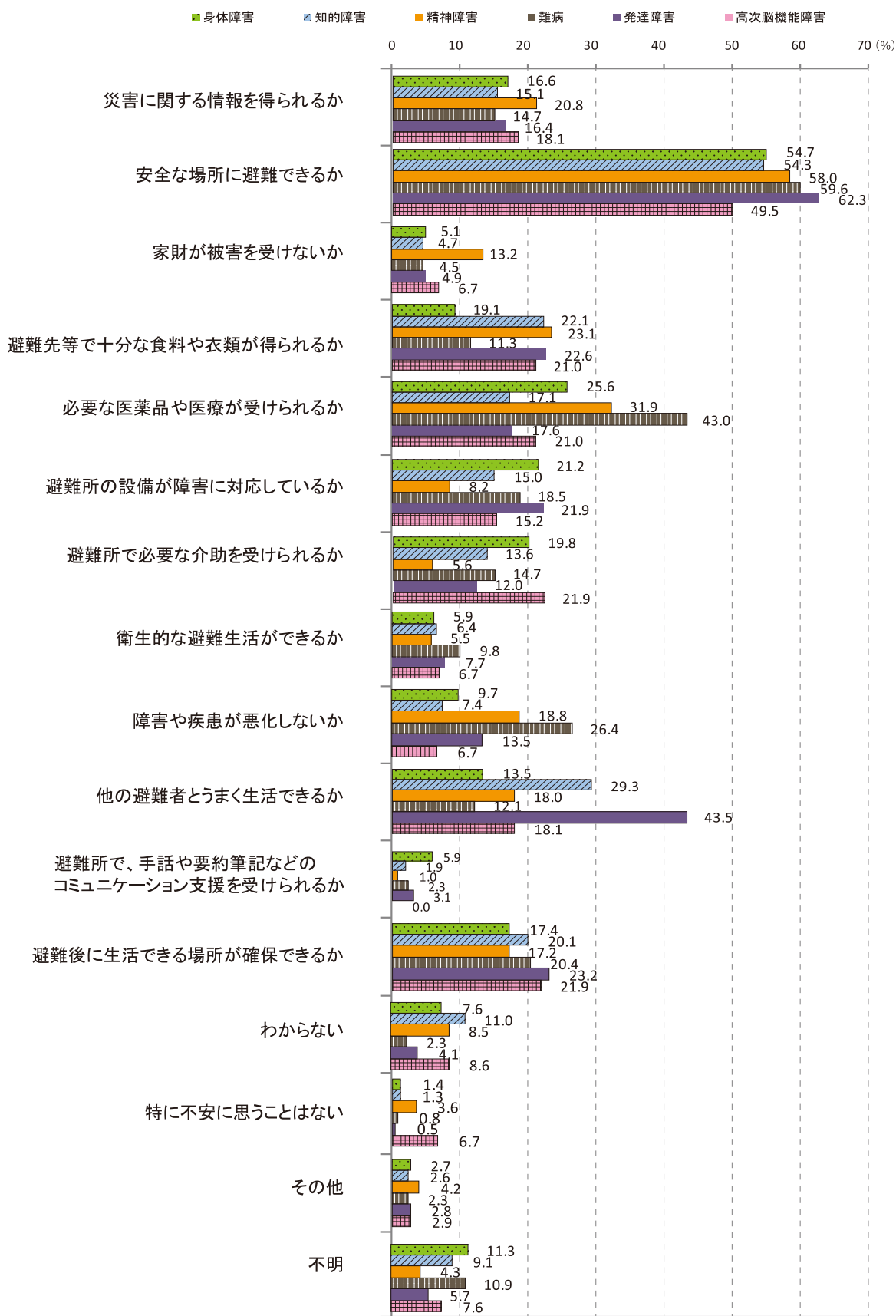
また、切迫度が高まってきている上に東海や東南海地震などとの連動発生も危惧されている南海地震に対しては、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例^(*93)」に基づいて作成した「南海地震対策行動計画^(*94)」により、事前に実施すべき対策や目標などを定め、被害軽減に向け、取り組んでいます。

想像を絶する被害をもたらした東日本大震災では、障害のある人の死亡率が被災地全体の死亡率に比べて高かったと言われています。この計画では、障害のある人にとって特に重要なことについて取り上げます。

南海地震に備えた対策を、官民一体となって加速化・強化する必要があります。

-
- (* 92) 高知県地域防災計画
防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から守り、県土の保全と県民生活の安定確保を目的として、各種の災害に対処するため県や市町村などの責任と処理すべき事務等を定めたものです。
- (* 93) 高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例
南海地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、予防から応急・復旧・復興までの総合的な対策を計画的に行うため、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が、相互に連携しながら南海地震対策を推進していくために必要なことを定めた条例（平成20年制定）です。
- (* 94) 南海地震対策行動計画
南海地震からの被害の軽減や、発生後の応急・復旧・復興のための事前の準備など、県、市町村、事業所をはじめ県民それぞれの立場で実施すべき取組をまとめた南海地震対策のトータルプランです。

■災害が起きた時に不安なこと



【高知県障害(児)者等アンケート調査より (H24)】

1 被害を減らすための事前の備え

【現状と課題】

これまで、災害発生時に何らかの支援が必要な人（「災害時要援護者」という。）の身を守るための事前の備えとして、社会福祉施設の地震防災対策マニュアルや、災害時要援護者支援の手引きを作成し、災害前後の対応について啓発してきました。

しかし、大変大きな被害をもたらした東日本大震災や、国から出された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高」などを受けて、地震対策の抜本的な見直しが必要となりました。

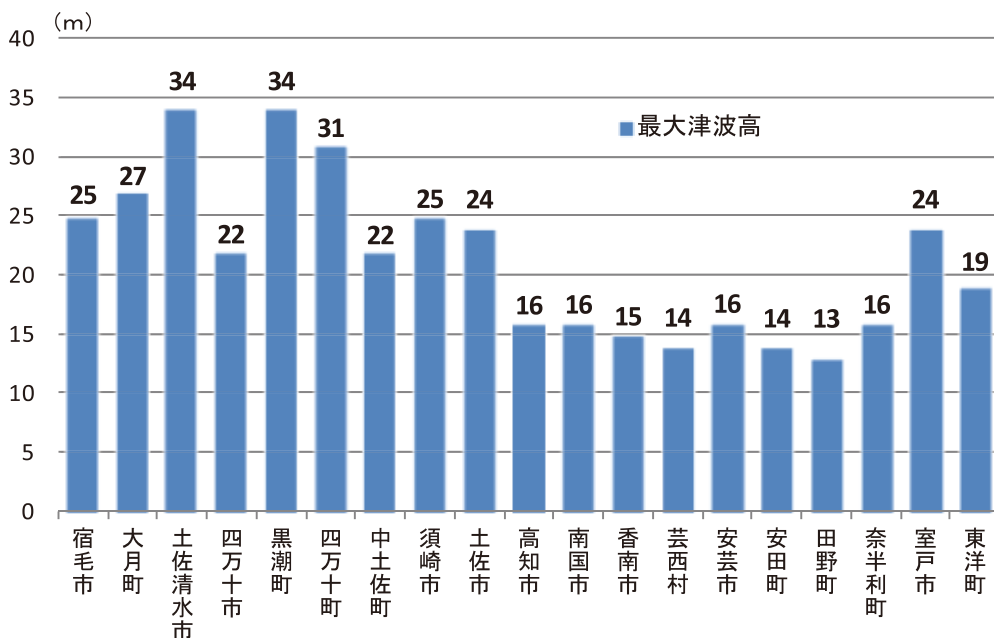
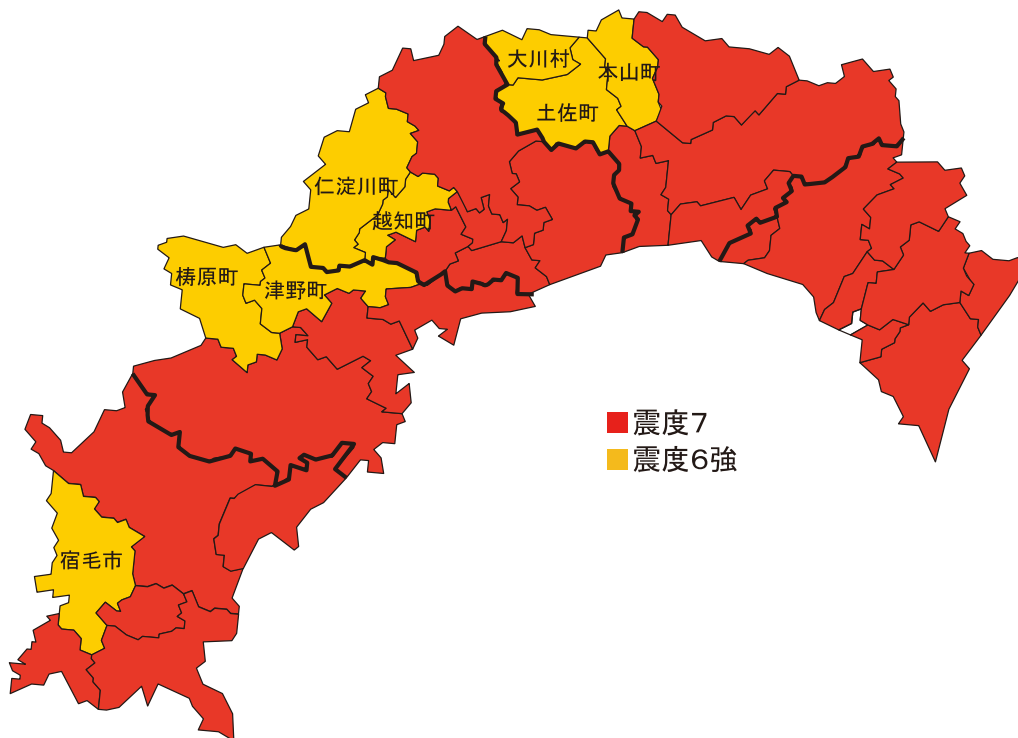
今後は、高知県版第2弾震度分布・津波浸水予測やそれに基づく被害想定を反映し、「高知県地域防災計画」や「南海地震対策行動計画」に沿った、より実効性のある地震防災対策を急ぐ必要があります。

各市町村では、国から示された災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、避難支援プランの策定や要援護者台帳の整備などを進めていますが、個人情報保護の観点から、地域の自主防災組織等の要援護者台帳の共有が十分に進んでいないところもあります。

避難支援プラン個別計画の策定にあたっては、要援護者本人も参加し、日ごろから避難支援者や避難場所・方法について話し合うことが重要です。

第1節

■市町村別最大震度と最大津波高



【資料: 南海地震対策課「[高知県版第2弾]南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」】
 (※最大震度及び最大津波高は、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計したもの)

① 災害時要援護者等への啓発の推進

- 日ごろから南海地震に備えるため、ホームページや広報紙、パンフレット等により幅広く周知します。
- 要援護者避難支援プラン個別計画の策定を通して、要援護者本人や家族と避難支援者や避難場所・方法の情報を共有するよう取り組み、要援護者本人や家族の防災意識の向上に取り組みます。

② 障害のある人本人が行う防災対策の促進

- 災害時に被害を最小限に抑えるために、避難訓練への参加を促すとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修補助制度の利用、家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止、自家発電装置の整備など、障害のある人本人が行うことができる防災対策を促進します。

③ 障害者支援施設^(*95)等における防災対策の推進

- 全ての障害者支援施設等で実情に応じた防災対策が講じられるよう、各施設等のマニュアルの見直しや安全対策シートの作成を支援するとともに、定期的に避難訓練等が行われるよう取り組みます。
- 安全対策シートに基づき、避難器具や自家発電装置、装備品の整備を支援します。
- 沿岸部にあり津波被害を直接受ける恐れのある施設の高台等への移転や、長期浸水区域内の施設の高層化や改築などの対策を支援します。

④ 津波等からの避難対策

- 市町村と連携し、津波等からの避難に関する情報を入手できる情報提供装置や避難誘導標識等の環境整備を行うとともに、障害のある人が安全に避難できる避難路の整備を促進します。
- 市町村の避難施設の整備を支援するとともに、国の施策として地震防災対策を行うよう積極的に働きかけていきます。

(* 95) 障害者支援施設

障害のある人に施設入所支援を行うとともに、生活介護などの日中活動系サービスを行う施設のことをいいます。

2 応急・復興のための事前の備え

【現状と課題】

災害時要援護者は、避難等に関する情報を得ることや一人で避難することが困難であったり、医療的処置を必要とする場合もあり、より深刻な被害を受ける恐れがあります。こうした人たちが災害時に深刻な被害を受けないため、行政や地域による支援体制を整備することが必要です。

東日本大震災により、これまで以上に県や市町村と災害ボランティアセンター^(※96)との連携強化が必要であることなどが明らかになりました。

平常時の地域ボランティア活動の重要性を認識するとともに、災害発生時に地域において自力で災害ボランティアセンターを設置・運営することができるようにすることが必要です。

地震などの災害により被害を受けた施設に対して、他の施設が職員の派遣や物資の供給、利用者の受け入れなどの支援を迅速に行うことができるよう、あらかじめ複数の施設が相互応援の協定を結んでおくことなどが必要です。

避難所においては、障害のある人や高齢者など、様々な状態の人が長期間生活することになります。このため、避難所には福祉避難スペースを確保するなど、避難者の特性に配慮した機能を持たせることが必要です。

(※ 96) 災害ボランティアセンター

被災者のニーズ収集やボランティアの受け入れ、派遣調整など、災害による被害からの復旧と生活を支援するボランティア活動を円滑に行うための拠点をいいます。

また、一般の避難所での生活が困難な人を受け入れる福祉避難所は、これまで、市町村において49施設が指定されていますが、依然として不足している状況であり、また、中には、津波による長期浸水区域に含まれる施設もあるため、さらなる指定の促進が必要です。併せて、広域的な避難者の受け入れ調整や、福祉避難所運営に携わる専門的な人材の確保について検討する必要があります。

避難所等で、手話や要約筆記などによりコミュニケーション支援や情報提供支援を行う、災害時聴覚障害者情報支援ボランティアの登録制度を創設しましたが、ボランティアがいない地域への対応や、市町村及び災害ボランティアセンターとの連携についてさらに検討することが必要です。

災害時の心身の反応や心のケアに関する基礎知識をまとめた「災害時のこころのケアマニュアル」を作成し、マニュアルを活用した人材育成に取り組みました。東日本大震災により、心のケア活動をコーディネートするための拠点の必要性が明らかになってきたことから、この教訓を踏まえたケア体制の整備が必要です。

災害発生後、被災した障害のある人等の心身の健康のためにも、少しでも早く障害福祉サービスの提供を再開する必要があります。また、それまで障害福祉サービス等を利用していなかった人にも、サービスが必要となることも考えられます。こうしたときに、迅速かつ柔軟にサービスが提供できるよう、対策を検討しておく必要があります。

① 災害時要援護者の支援体制整備

- 各市町村での災害時要援護者対策をさらに進めるため、東日本大震災の教訓や、「南海トラフの巨大地震による被害予測」等を踏まえ、災害時要援護者支援の手引きのバージョンアップを行います。
- 医療を必要とする障害のある人が、災害時においても必要な医療が継続して受けられるよう、「高知県災害時医療救護計画」に基づき医療提供体制の整備を進めていきます。

② 互いに支え合う仕組みづくり

- 高知県ボランティア・NPOセンターと連携して、災害時に迅速な対応ができるよう、災害ボランティアセンターの速やかな設置と円滑な運営を行うための継続的な支援を行います。
- 東日本大震災の教訓を生かし、高知県ボランティア・NPOセンターが平成24年度に改定した「災害ボランティアセンター活動支援マニュアル」に基づいたボランティアセンターの設置・運営を支援します。
- 高知県ボランティア・NPOセンターと連携して、災害ボランティアセンターがより有効に機能するよう、必要なスペースやアクセス条件を考慮しながら、津波による長期浸水区域内の災害ボランティアセンター候補地の代替施設を検討します。

③ 災害時における社会福祉施設の相互支援

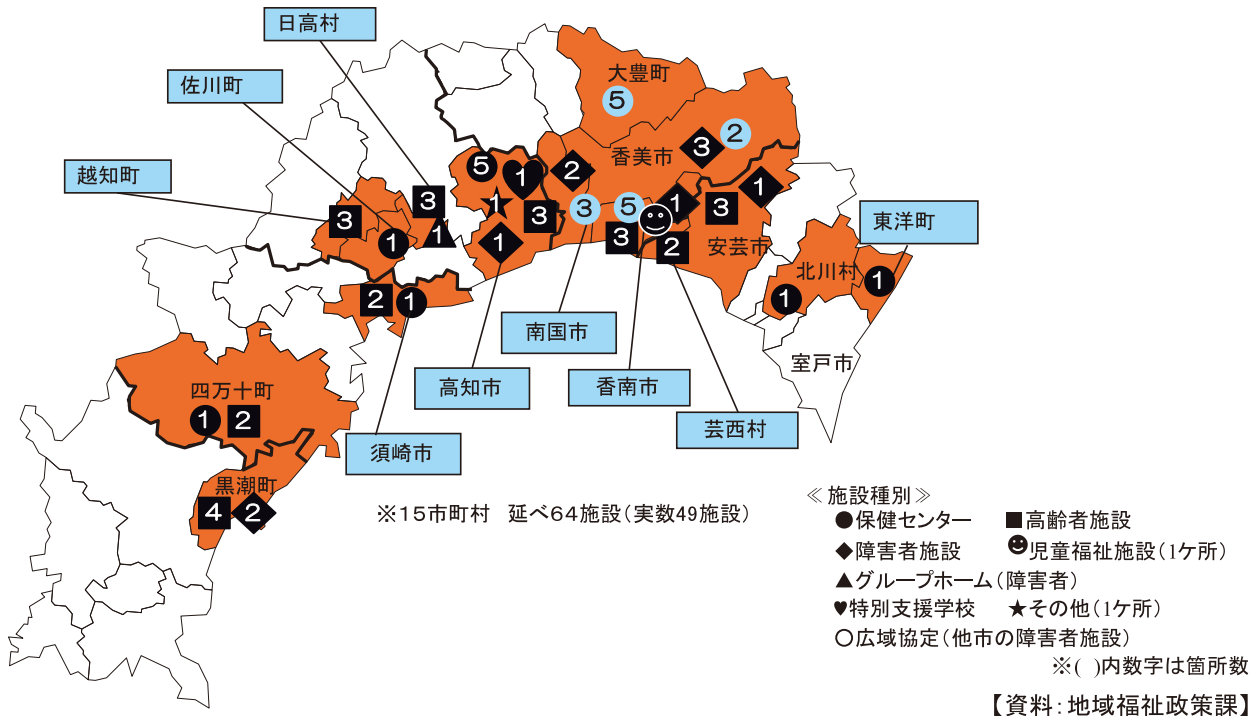
- 各施設団体と災害時における相互応援の協定を締結し、災害により大きな被害を受けた施設に対して、他の施設が職員の派遣や物資の供給、利用者の受け入れなどの支援を迅速に行うことができるよう取り組みます。

④ 福祉避難所の整備

- 社会福祉施設等に加え、今後ホテルや旅館などの宿泊施設や盲・ろう学校を福祉避難所として指定することも含め、障害等の特性に応じた福祉避難所の指定に努めます。
- 福祉避難所における広域的な受け入れの仕組みを検討するとともに、介護等の専門的人材を確保するための関係団体との調整を進めます。

■福祉避難所指定(協定)状況

(平成24年12月1日現在)



⑤ 情報伝達に特に配慮を要する人への避難支援体制整備

- 高知県聴覚障害者情報センターや高知県聴覚障害者協会と連携し、聴覚障害のある人へのメール等による安否確認や情報提供の仕組みを検討します。
- 災害時聴覚障害者情報支援ボランティア登録制度へのボランティア登録を促進するとともに、ボランティアがいない地域への支援方法や、市町村及び災害ボランティアセンターと連携した効果的な支援方法を検討し、避難所等におけるコミュニケーション支援と情報提供支援の体制を整備します。
- 避難所等において、視覚障害などの障害の特性に応じた情報提供支援や、避難生活の支援が適切に実施できる仕組みを検討します。

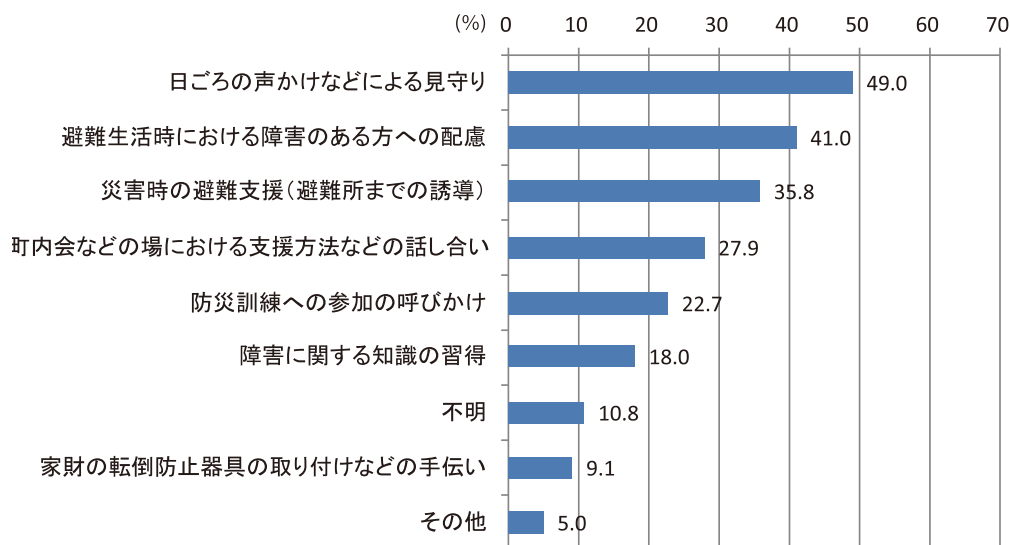
⑥ 災害時こころのケア対策

- 心のケア体制整備検討会を設置し、災害発生時に緊急に対応できる精神科医療の確保や、心のケアチームの編成、他県等からの支援の受け入れ体制づくり等についての検討を行い、心のケア体制の整備を進めます。

⑦ 復興期の障害福祉サービスの提供

- 東日本大震災時に、障害福祉サービス利用者の支給決定や利用者負担、障害福祉サービス事業所の報酬算定等について実施された弾力的な措置などを参考にしながら、サービス提供の円滑な再開のために必要な措置を検討、整理し、市町村や事業所と情報共有を図ります。

災害発生時に（備えも含めて）障害のある人のために
 どのような支援ができると思いますか？



【平成24年度県民意識調査結果より】

県民意識調査によると、「日ごろの声かけなどによる見守り」が最も多く、5割近い人が選択しています。

次いで、「避難生活時における障害のある方への配慮」、「災害時の避難支援（避難所までの誘導）」と続いています。